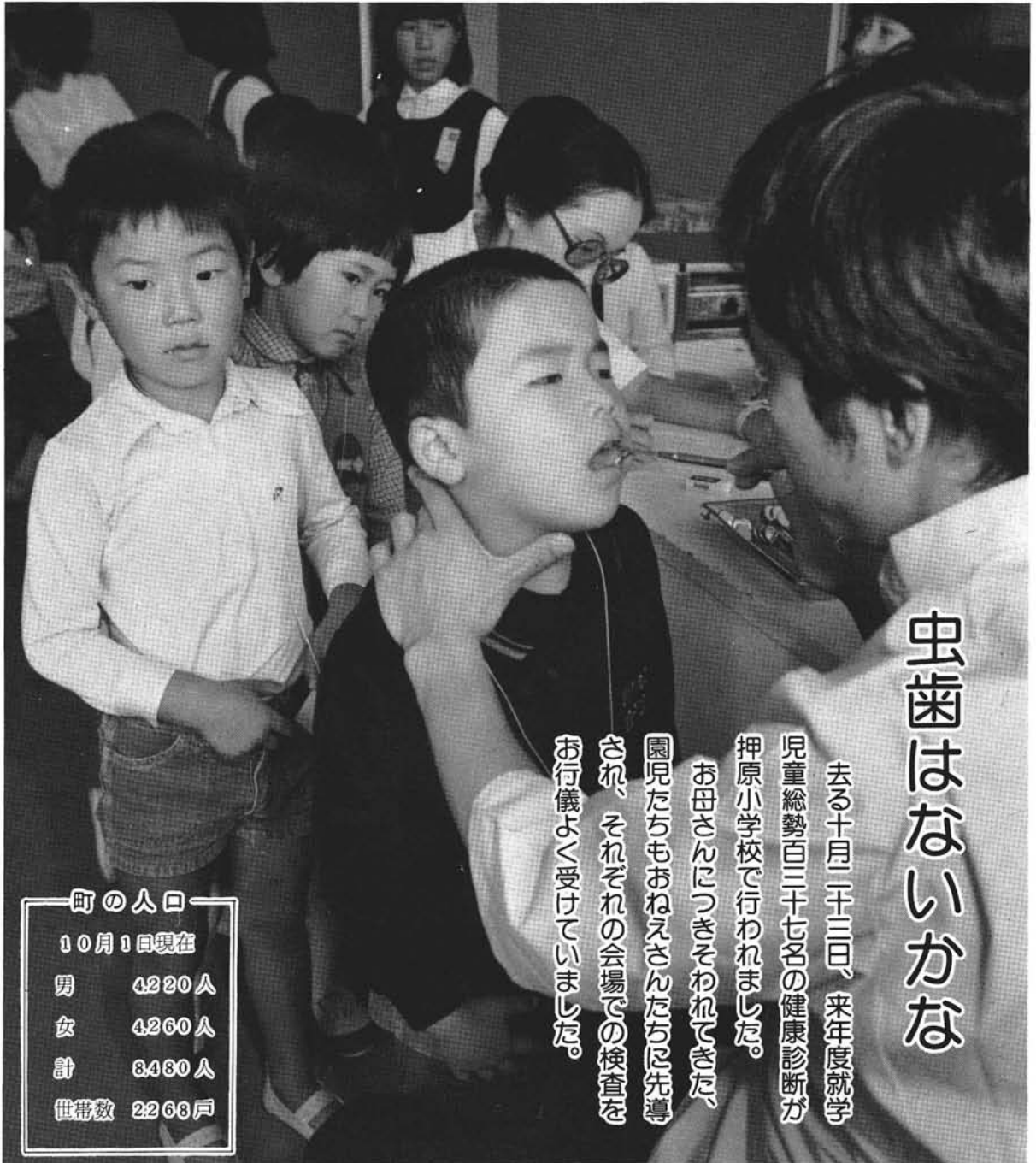




# しょうわ 広報

No.57

昭和55年11月1日発行 役場総務課編集



## 虫歯はないかな


去る十月二十二日、来年度就学  
児童総勢百二十七名の健康診断が  
押原小学校で行われました。

お田さんごときそわねてきた、  
園児たちもおねえさんたちに先導  
され、それぞれの会場での検査を  
お行儀よく受けていました。

### 町の人口

10月1日現在

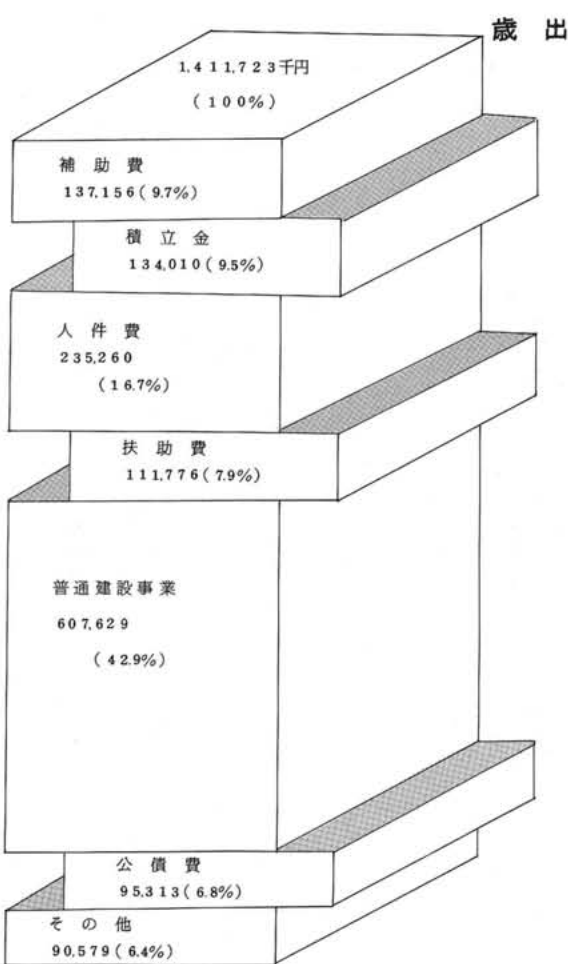
男	4220人
女	4260人
計	8480人
世帯数	2268戸

町民1人当りに使用されたお金 (総額 171,029円)					
					
土木費 21,152円	総務費 60,678円	民生費 19,917円	衛生費 16,667円	教育費 17,310円	その他 35,305円

# こ ろ 状 況

## 決算のあらまし

みなさんの税金が  
どのように使われ、  
その収支はどうなっ  
たか、五十四年度決  
算についてお知らせ  
しましょう。









### 歳 出

## 新庁舎工事着工、 町内道路網の整備など

五十四年度は新庁舎工事着工、中央道対策や都市基盤づくり、町民福祉などに力を入れました。特に初年度工事として着工した新庁舎は、二億六千六百二十六万円を計上し、住民サービスの向上を基本に、時代に即応した庁舎建設にとりかかりました。中央道や幹線道路の建設が急ピッチで進められている本町において、接続する町内道路網の整備も計画的に進められ、町道・生活関連道路の舗装、改良十路線、継続の道川都市下水路事業の完成、また、上河東地内に近代的な建物町営住宅六戸を完成させました。

この他、地方病溝きよ四千百九十七mの実施、農道や用排水路の整備、農業団体・老人クラブの育成補助、二十九人乗りマイクロボスの購入、交通安全対策事業として危険箇所カーブミラー・防護さく取付け、地震対策として、発電機、貯水のう、ろ水機、消防車無線機などを取付けいざというときに備えました。

住民のみなさんの健康管理を図るため、住民検診の実施、教養と知識・親睦を深める各種学級講座の開催などが主な事業内容です。

<b>固定資産税</b> 20,190 円 	<b>町 民 税</b> 18,427 円 	<b>町たばこ消費税</b> 2,625 円 	<b>電 気 税</b> 2,043 円 	<b>軽自動車税</b> 539 円 	<b>特別土地保有税</b> 718 円 
町民 1 人当りが負担した町税 (総額 44,542 円)					

一般会計歳入予算十四億二千六百四十八万円にたいし収入済額は六百七十三万円多い十四億三千三百二十二万円。

支出は十四億一千七百七十二万円、差し引き二千四百四十九万円が五十五年度へ繰越されました。

歳入の二十六%をしめる町税も、五十三年度に比較して六千十六万円、十九・二%の増となり、その内訳をみてみますと、町民税二千三百三十一万円、このうち

### 歳 入

## 順調に伸びる町税

### 昨年比十九・二パーセント増

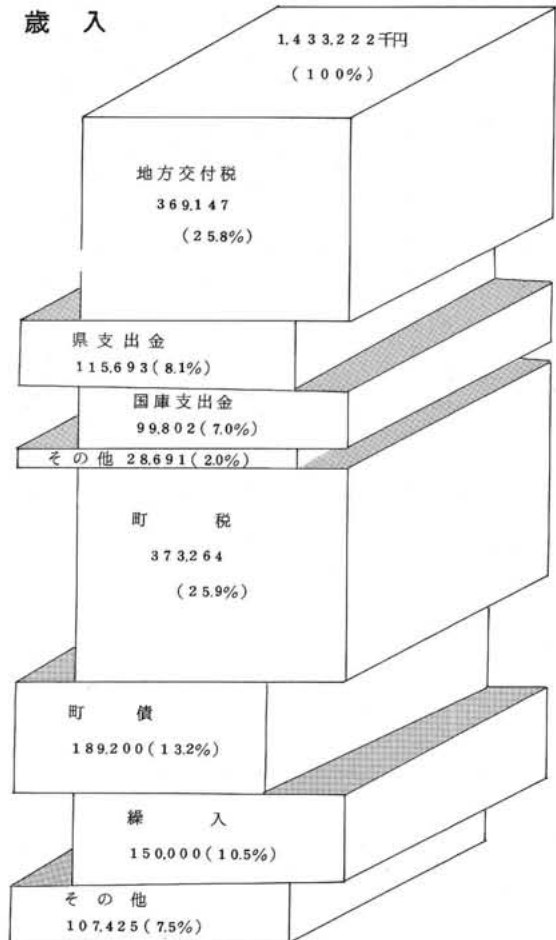
個人分二千七十四万円、法人分五十七万円となっています。

その他においても順調な伸びをしましており、固定資産税においては、土地九百一十二万円、家屋一千百十五万円、償却資産七百六十二万円、その他納付金・交付金などにより三十四万円。

電気税三百三十二万円、町たばこ消費税二百三十二万円、軽自動車税六十九万円、土地保有税四百六十一万円の増となります。

# 町のだいで

## 昭和54年度



### 保 国

### 一万円で五万円の恩恵

国民ひとり当りの負担額は四万四千五百四十二円にたいし、見返りは十七万二千二十九円です。

被保険者ひとり当りの平均税負担は二万一千四百十円にたいし、医療費は五万一千四百八十七円、自己負担の倍以上の恩恵を受けています。

国民ひとり当りの負担額は九十四%にあたる総医療費は、二億七千二百八十八円となります。このうち保険者負担は一億九千七百七十四円、ひとり当りの受診回数は一・八回となります。

保険税収納率は、九十九・二%、一千二百八十五万円の繰



## 住宅や住宅用地の取得は 不動産取得税の軽減を

### 減額が受けられる要件

- 住宅を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人、又は、住宅用土地を売買、交換、贈与などにより取得した人で、次に該当するもの
  - ◎住宅の延床面積が百六十五㎡(約五十坪)以下であること。(特例適用住宅という)
  - ◎中古住宅を取得した場合
    - イ、中古住宅の延床面積が四十㎡(約十二坪)以下で百六十五㎡(約五十坪)以下であること。
    - ロ、中古住宅を取得した日以前十年以内に新築された住宅であること。
    - ハ、中古住宅を取得した日以前一年以内に持ち家に住んだことのない人。
  - ◎住宅用土地を取得した場合
    - イ、土地を取得した日から二年以内、その土地の上に特例住宅を取得した場合
    - ロ、土地を取得した日以前一年以内にその土地の上に特例適用住宅を取得していた場合。
    - ハ、土地を取得した日から一年以内、その土地の上に特例適用住宅を取得した場合

## 農地の統制小作料制度が 廃止になりました。

昭和四十五年十月一日以前に小作契約している農地小作料金は、国の統制小作料額によって決められていました。この制度が本年九月三十日に廃止され、今後は貸手と借手の自主的な話し合いで小作料額を定める自由契約となります。そこで、農業委員会で一般的な目安とする小作料の標準額を定めてありますので、契約のときは参考にして下さい。

10 a 当り 小作標準額 S 53. 3. 20 決定

水田	20,000円	水稻単作	玄米 450kgを基礎
普通畑	19,000円	茄子、玉葱	作付時を基礎

問合せ先 昭和町役場内農業委員会事務局  
電話 2111番

以内にその土地の上にある既存住宅を取得した場合。  
二、土地を取得した日以前一年以内にその土地の上にある既存住宅を取得していた場合。

### 十一月は

### 青少年健全育成月間

青少年のための町民会議 次代を担う青少年が自分の役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を養い、心身ともに健やかに成長することは私たちすべての願いです。

今年度重点目標が左記のとおり示されましたので、各家庭や地域において話し合いを励行し、共通な理解と自覚のもとに健全育成活動を推進して下さい。

### ① 青少年の社会参加活動の実施

青少年の自立心を向上させ、社会連帯意識を醸成するには、社会参加活動が重要な役割を果しております。

日常のあらゆる場で積極的に各種活動に参加させて、参加の意義と方法等の理解認識につとめましょう。

② 地域における青少年育成活動 大人が自覚と責任をもって青少年に働きかけることが極めて重要です。

我が子も他人の子も同様に見

守り、健全な成長を妨げる有害な地域環境の排除につとめましょう。

### ③ 健全な家庭生活の普及

家庭は社会の基本であり、人間形成にとって大切な場であります。

親子、兄弟姉妹の人間関係から生活の充実をはかり、過保護あまやかしではないかと、親は再認識してつとめて親子の話し合いを励行しましょう。

### 助産費支給

八万円に引上げ

被保険者資格のある女子が、妊娠四ヶ月をこえ出産した場合、従来六万円の助産費が支給されてきました。このほどの九月定例議会において引上げが承認され、昭和五十五年十二月一日以降の出生より八万円と決定しました。

### 昭和局に市内局番

「七五」が生まれます。

12月1日  
え 午後2時  
切 換

十二月一日午後二時から従来の市外局番〇五五二七

五が〇五五二に、又末尾「七五」が市内局番に変わります。

これにより、甲府市はか七町村相互間の通話が市内通話の扱いになり、市内局番と加入者番号でつながるようになります。

例えば、昭和から甲府に電話をかける場合現在、〇五五二一△△一××××とダイヤルして

いますが、市外局番(〇五五)はダイヤルする必要がなくなり△△一××××とダイヤルすればつながるようになります。

昭和局管内同士の通話も「七五」一××××と、二ケタの市

項目	変更後		現在	
	市外局番	市内局番	市外局番	市内局番
市川大門・三珠	0552	72	05527	2
田富・玉穂	0552	73	05527	3
昭和	0552	75	055275	ナシ
竜王	0552	76	05527	6
敷島	0552	77	05527	7

市内局番と加入者番号をダイヤルするようになります。お間違いないようご利用下さい。なお、通話料金は変わりません。

特集

法律

は幸せな暮らしの「後ろ盾」

昭和56年  
1月1日 が施行

遺産を子供とともに相続する場合、配偶者の相続分が三分の一から二分の一に引き上げるなど、「民法及び家事審判法」の一部が五月九日改正されました。  
昭和五十六年一月一日から適用されますが、わたしたちの暮らしに関係の深い主な改正点についてご紹介しましょう。

配偶者の相続分引上げ

配偶者の相続分が、子とともに相続するときは遺産の二分の一（今までは三分の一）、被相続人（死亡した人）の直系尊属（両親）とともに相続するときは三分の二（同二分の一）、被相続人の兄弟姉妹とともに相続するときは四分の三（同三分の二）に、それぞれ引き上げられ



「民法第九〇〇条」  
同時に、配偶者に対する相続税についても、その相続額が遺産の二分の一以下（今までは三分の一以下）または四千万円以下の場合、課税されないことになりました。（相続税法第一九条の二）  
兄弟姉妹の代襲相続に制限  
これまでは、代襲相続人（相続人が死亡などによって相続することができなくなった場合、

「遺留分」が引上げ

「遺留分」とは、相続人が取得することを認められる最低限度の財産のことです。

これまで、遺留分は、直系卑属（子や孫）のみが相続人の場合、及び直系尊属と配偶者が相続人の場合は相続財産の二分の一、その他の場合は相続財産の三分の一と定められていました。今回の改正では、このうち「相続財産の三分の一」とされている「その他の場合」の中で、  
①配偶者のみが相続人のとき、  
②配偶者及び直系尊属が相続人のとき、または③配偶者及び兄弟姉妹が相続人のときの遺留分が、相続財産の二分の一に引き上げられました。

これは、配偶者の相続分が引き上げられたことに伴い、遺留分についても、相続人中に配偶者が含まれる場合は、すべて二分の一に引き上げられたものです。（民法第一〇二八条）

第一回山梨県技能まつり

十一月は「技能尊重月間」、十日は「技能の日」です。そこで第一回山梨県技能まつりが行われます。  
期日 十一月九日・十日  
場所 甲府高等技能専門学院（甲府市塩部三丁目）

昭和五十五年度生産者米価決まる

八月二日、昭和五十五年生産者米価が前年度より二・三%（玄米六十kg当たり三百九十五

頃倍った技能を一般消費者の皆さんに見ていただき、技能に対する理解と認識を深めていただくために行われるものです。当日は、技能士や訓練生の作品の展示・即売も行います。

町営住宅入居者募集

低所得者向けの町営住宅が、現在一戸空家となっています。入居希望者は建設課まで問い合わせ下さい。  
なお、この住宅は年間所得や家族構成により制限があります。例）給与所得者一人の場合で家族三名では、二百四十万円以内となります。

二・三セクト引上げ

円）引上げられて、次のように決定されました。

◎うるち玄米1～5類1～2等平均包装込み  
価格 60kg当り 17,674円

○類別格差 3類を基準 60kg当り

1類…+400円 2類…+250円

4類…-200円 5類…-600円

○等級間格差 1等を基準 60kg当り

2等…-320円 3等…-1,320円

○歩留加算 北海道、東北及び北陸を除く地域の産米につき、60kg当り +40円

◎山梨県産米政府買入価格

単位：円

等級	55年産水稲うるち米		
	1等	2等	3等
量目・包装			
30kg 紙袋	8,868	8,708	8,208
60kg YA	17,832	17,512	16,512
麻袋 GB	17,771	17,451	16,451

(注) 価格は包装代、歩留加算を含んでいます。



息もピッタリサンドイッチ競争



部落得票係も票よみにおおいそがし

# 押越チーム三連覇 町体育祭

第十九回昭和町体育祭が、十月十日押中グランドで開催されました。  
この日は朝からどんよりと曇り、夕方には小雨が降り出すあいにくの天気でしたが、若い人からお年寄りまでとんだり、はねたり一日中楽しんでいました。  
部落対抗競技は、あらゆる種目をむらなく得点した押越チームが、三年連続優勝、以下西条二区、西条一区の順でした。



力強い選手宣誓をする  
押越代表者



カゴを目掛けてコントロール  
お年寄り参加の童心にかえって

## 四年間無病の二名 国保連合理事長表彰

去る十月十四日、県民会館小ホールで国保強調月間の一環として、国保優良被保険者の表彰式が行われ、当町においても押

越の有賀とよ子さん、同山田美明さんの二名の被保険者が、国保連合理事長表彰を受彰致しました。

二人は、四年間無病でかつ保険税を引き続き三年間完納し、他の模範となる被保険者であることから表彰されたものです。



有賀とよ子さん



山田美明さん

また、当日は表彰式に引き続き国保運営協議会委員の研修も行われ、国保中央会より講師を招いて「国保をめぐる諸情勢」という議題で講演も行われ、委員の皆さんも熱心に聞き入っていました。

警戒宣言は、「二―三日または数時間以内に地震が起る可能性が極めて高くなっているの、避難準備をして下さい」という警告です。  
ラジオ・テレビ・役場・消防署などからの情報に

### 大規模地震シリーズ ③ 非常用持ち出し袋の用意 避難順路の確認も

は絶えず注意し、避難場所、避難順路の確認をしていざというときに備える準備が必要です。  
また、状況によっては電気、ガス、水道が一時的にせよ止まったり、避難場所によっては、水・食糧などの供給がすぐできない場合があります。そのため、必要なものを入れておく非常用持ち出し袋を作っておくこともたいせつです。

## 町／民／俳／句

### 「露寒」

- 露寒や 友の計知らず 長電話 桑原 丑寅
- 露寒や捨てにし猫 抱きかえる 伊藤 春江
- 露寒に下校児蹴るや 空鐘の音 河田 好子
- 露寒の 灯を一連に 島の暁 清水 喜水
- 古い母の早野良仕度 露寒し 河野 美子
- 一杯のお茶しみじみと 露寒く 興石さぶ代
- 露寒し 時計表のみの 田舎駅 磯部 信与
- 露寒やアイロンひそと灼け続く 清水 年江
- 露寒の 桑切月の 光るまで 井上まさ江
- 露寒し 母の形見の 日和下駄 高野 久枝
- 露寒し 花器のみ置かれ待合室 内藤ふく次
- 余命なく 孤独の蝶や 露寒し 上田 栄月

探究

昭和町地名の由来

郷土研究部長 雨宮 侑 弐

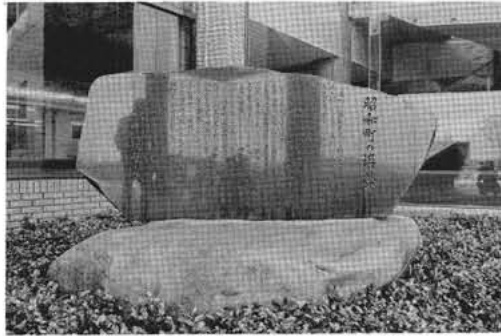
町内

地名の数は全国で二千万とも三千万とも或いはそれ以上とも言われ、又地名には合成地名や漢字を当て字としたもの等そのままでは意味の分からないもの、行政区画の変更による新地名や、又、住居表示に関する法律により、歴史的地名が無くなる等、地名の由来を解明するには相当の困難が伴うものであります。

当町の沿革に付ては新庁舎前に昭和町議会の寄贈による石碑に、詳細に彫つてある。

昭和町は釜無川沖積原(氾濫原)の中央に位してあり、この氾濫原の開拓はその末端部(扇端部)から順に上部に移行して扇尖に及び、最後となるのは扇頂部で、即ち開拓は下流から上流へと順次及んだのである。

昭和町の地名は字が十、小字が百五十四その他俗称が相当多数あります。



沿革をあらわす石碑(役場正面玄関前)

西条は旧国母村の上条に対し中古の頃河の流れの西にあったので西条と称した。この地は甲斐源氏の祖源義清五十一才(一一二五年)の時平堀岡(市川大門町)より隠居した所で、当時はまだ盆地の開発が始まったばかりで、未墾の原野や沼沢が多かったが、源義清に追随した人々により開発されたので、当町としては西条本村は早く開発された。甲斐国志に「前略一此ノ内九十五石五斗三升五合ノ無地引アリ河荒ノ廢田ヲ開キ後ニ新田一

村ヲ建ツ本村ハ当筋一二ノ寛邑(大きな村)ナリ」とある。

紙漉阿原は古くは阿荒と言つた。阿原は湿地、深泥の田、湧泉のある草付村、浸水し易い低い地の意である。この地名は田富町日井阿原等県内にも多く、又全国的にも分布されている。紙漉阿原とはこの地の河原に発生した桑や楮を原料として、豊富な湧泉を利用して紙漉業を営むようになった。その後種々の事情により紙漉業を行なわなくなつたが現在も湧泉は豊富である。

阿斐国志に「紙漉阿原村一古へ阿荒ト言フ同社(鎌田八幡宮か)棟札に見エタリ後ニ紙漉ト言フハ蓋シ村民ノ業とセシコト有ルベシ」とある。

押越はもと河東中島の方に寄つてあったが、中古の頃釜無川の支流を押越しといつて、川向うの土地を開墾したためと言われている。その後川筋も変化したので現在地の方へ住み新田を開拓した。甲斐国志に「押越村一方言他村ニ入り耕ヌヲ越石ト

言フ又河沼等ヲ打コシテ開墾ノ地ナドアルヲ押越ト呼ベリ今モ枝村(曲淵、下押越、新田)ノ散在セシ村也村北釜無河ノ湖道土堤(小学校の北側)多ク存シタリ」とある。

河東中島は中古時代洪水の時河西、上河東の中央の流れと、押越、紙漉阿原の方面を流れた水との間に小島が生じ、その後ここへ人々が移り住むようになって河東中島と呼ぶようになったと言われている。甲斐国志に「河東中島村一河内路ノ小駅(宿場のこと)五百二十七斗三升諸役免許ナリ一後略」とある。

本通りを俗称宿と言っているのは、河内路(旧駿州往還)の宿場であつて茶屋等があつたものと思われる。

上河東は現玉穂村下河東に対し上河東と言ひ、領主加藤氏の子孫が居を構えた加藤の郷八ヶ村(上河東、下河東、河東中島町之田、井の口、飯喰、築地新居、玉川)のうちでもと加藤と言つたが今は河東となつている。

甲斐国志に「鎌倉大双紙ニ加藤次景廉ト梶原ニ仰セ安田遠江守ヲ誅セラルル中略甲斐ノ国ニ加藤ト言フ在所アルハ彼ノ入道妙法房(景廉)が居所ヲ後二所ノ名ニ申ストナリ一後略」とある。

飯喰は信玄堤が本竜王から南へ旧玉穂、昭和(旧常永地区)田富と順次築かれた当時、この工事人夫の飯場に充てられたので地名になつたと言ふ。甲斐国志に「水役ノ頃役夫多ク集リ飯

新居「あらい」①新しい用水路②新居の意で新村、新しい集落のこと、この地名は中部関東地方に特に多い「新井、荒井、新居」ニイとも読む。以下次の機会といたします。

昭和文芸第七集に掲載したものを一部補正して掲載しました何分の御指導をお願い致します。

参考文獻 昭和村誌 甲斐国志 角川書店 地名の語源 平凡社世界大百科事典 甲斐地名考(佐藤八郎氏 著、岩波国語辞典。

炊ヲ為セシ処ナリト言フ」とある。



当時特に決壊がよげしかった鍛冶新居地内の釜無川、現在はリバーサイドが広がる。

築地新居は信玄堤を築く工事を行い新村を作つたので地名となる。甲斐国志に「武田ノ時ニ防河ノ大役ヲ興シ築ク堤ニ依リテ後世地名ニ呼ブト言フ」とある。

新居「あらい」①新しい用水路②新居の意で新村、新しい集落のこと、この地名は中部関東地方に特に多い「新井、荒井、新居」ニイとも読む。以下次の機会といたします。

昭和文芸第七集に掲載したものを一部補正して掲載しました何分の御指導をお願い致します。

参考文獻 昭和村誌 甲斐国志 角川書店 地名の語源 平凡社世界大百科事典 甲斐地名考(佐藤八郎氏 著、岩波国語辞典。

炊ヲ為セシ処ナリト言フ」とある。

—— 秋期ポリオ生ワク投与実施 ——

実施日時 11月5日(水) 午後1時～2時  
 場 所 中央公民館  
 該 当 児 昭和54年8月1日～昭和55年1月31日までの出生児  
 昭和55年2月1日～昭和55年7月31日までの出生児  
 携 帯 品 母子健康手帳 問診票  
 ※なお追加として11月19日(水) 午後1時～2時を予定

母子健康手帳交付及び妊婦相談

実施日時 11月 1日(土) 午前9時～正午  
 11月15日(土) 〃  
 場 所 中央公民館

—— 乳 児 健 康 相 談 ——

実施日	受付時間	該当児	場 所
11月26日(水)	午後1時30分	9.12ヶ月児	中央公民館
27日(木)	～ 午後2時	3.6ヶ月児	

—— 1才6ヶ月児健康相談 ——

実施日時 昭和55年11月13日(木)  
 午後1時～2時  
 該 当 児 昭和54年3月1日～昭和54年5月31日までの出生児  
 場 所 中央公民館

—— 献 血 に ご 協 力 を ——

実施日時 11月11日(火) 午前10時～正午  
 午後1時～3時  
 場 所 中央公民館前駐車場  
 献血出来る人  
 ①満16才以上～65才未満の人  
 ②体重が男子45kg、女子40kgをこえる人  
 ③前回の採血から1ヶ月を経ている人  
 ④血液の比重が1.052以上の人(当日検査)  
 ⑤血液検査の結果適合した人 (当日検査)  
 ⑥当日医師が検診をして健康と認める人  
 ⑦妊娠をしていない人  
 ◎なお、採血された場合は、血液型、肝機能、梅毒等の検査を行いますので健康診断の役目もします。

保 健 だ よ り

—— 3 種 混 合 予 防 接 種 ——

実施日時 11月11日(火) 午後1時～2時  
 場 所 中央公民館  
 該 当 児 ・昭和53年3月1日～昭和53年8月31日までの出生児(第1期3回目)  
 ・昭和51年11月12日～昭和53年2月28日までの出生児で未接種の人  
 携 行 品 母子健康手帳 問診票

おめでとう

昭和五十五年八月十三日以降

氏名 住所

婚 姻

出 生

氏名 住所

金丸 勇太 正人 西条二区  
 古屋 智子 正俊 西条二区  
 太田みづほ 紘一 清水新居  
 武井 晴雄 幸四郎 上河東  
 深沢 理恵 毅夫 西条二区  
 望月 政樹 和雄 西条二区  
 保坂恵美子 利和 西条二区  
 樋口 茂樹 河野 西条二区  
 五味 愛子 河野 西条二区  
 小沢ゆきみ 哲美 西条二区  
 佐藤はるか 信吉 西条二区  
 角田 勇人 功和 西条二区  
 清水 直樹 功和 西条二区  
 秋山裕美子 毅勝 西条二区  
 功刀 大地 毅勝 西条二区  
 朝田 輝一 正勝 西条二区  
 都築 直也 哲人 西条二区  
 江本 和也 哲也 上河東  
 深沢 圭介 尋太郎 河東中島  
 小田切幸恵 三雄 西条二区  
 名執 明子 昭男 飯紙渡阿原  
 小宮山洋平 義文 上河東  
 井上 鉄也 一哲 清水新居  
 田中 宏昌 俊介 清水新居  
 小林恵里子 雅樹 押越  
 菅野 雅樹 清一 清水新居

不燃物・可燃物収集日			
日 程	曜 日	地区名	内 容
11月 4日	火	全地区	もえる物
5日	水	〃	ガラス類
6日	木	〃	もえる物
10日	月	〃	〃
13日	木	〃	〃
17日	月	〃	〃
19日	水	西条地区	金属類
20日	木	全地区	もえる物
21日	金	押原・常永	金属類
25日	火	全地区	もえる物
27日	木	〃	〃